

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
2. 当院は、次の各種指定を受けた医療機関です。労災保険・結核予防法・生活保護法・児童福祉法・原子爆弾被爆者医療・難病指定医療・精神保健福祉法（精 29）・障害者総合支援法（精神通院）・医療観察法（通院）
3. 当院は、以下の施設基準に適合している保険医療機関として、東海北陸厚生局長に届け出、許可を受けています。

精神病棟入院基本料 15 対 1	CT 撮影及び MRI 撮影
精神科救急急性期医療入院料	精神科作業療法
精神科救急医療体制加算 3	精神科ショート・ケア「大規模なもの」
精神科急性期医師配置加算 1	精神科デイ・ケア「大規模なもの」
特殊疾患病棟入院料 2	精神科デイ・ナイト・ケア
看護配置加算	依存症入院医療管理加算
看護職員夜間配置加算	依存症集団療法
看護補助加算 2	治療抵抗性統合失調症治療指導管理料
摂食障害入院医療管理加算	精神科身体合併症管理加算
診療録管理体制加算 3	入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）
医療保護入院等診療料	特別の療養環境の提供
精神科応急入院施設管理加算	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
医療安全対策加算 1・医療安全対策地域連携加算 1	認知療法・認知行動療法 1
救急医療管理加算 1	こころの連携指導料(Ⅱ)
薬剤管理指導料	療養生活継続支援加算
後発医薬品使用体制加算 2	児童思春期支援指導加算
精神科退院時共同指導料 1 及び 2	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
データ提出加算 1・3	入院ベースアップ評価料 24
検体検査管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	看護補助体制充実加算 1

4. 入院時食事療養(Ⅰ)：東海北陸厚生局に入院時食事療養(Ⅰ)の届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。
5. 保険外負担に関する事項
- (1) 特別の療養環境の提供

料金（1 日につき）			
個室使用料	個室 A：4,000 円 + 消費税	個室 B：3,000 円 + 消費税	個室 C、個室 D：1,000 円 + 消費税

- ・この表中「個室 A」とは A7 病棟特別室 2 室（特 1 号室、特 13 号室）、「個室 B」とは A7 病棟特別室 9 室（特 2 号室、特 3 号室、特 5 号室、特 6 号室、特 7 号室、特 8 号室、特 10 号室、特 11 号室、特 12 号室）、「個室 C」とは A7 病棟 4 室(708 号室、709 号室、710 号室、711 号室)、「個室 D」とは A4 病棟特別室 6 室（408 号室、409 号室、410 号室、411 号室、412 号室、413 号室）です。ご使用の際は、説明のうえ承諾書を頂きます。
- (2) 当院では、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。
- ・金銭管理等委託料〔月額 3,000 円（1 日 100 円）〕
- ・個室テレビ使用料〔A4 病棟個室 7 室（401 号室、402 号室、403 号室、404 号室、405 号室、406 号室、407 号室）のテレビ使用契約期間中、1 日につき 500 円＋消費税〕
- ・洗濯料、おむつ代、病衣貸与料、冷蔵庫使用料等について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。詳しくは、医事会計課までお問い合わせください。
- 2024, 6, 1 院長